

「文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要」投稿規定

(平成 20 年 12 月 30 日改正)

1. 投稿資格

- 1.1 投稿執筆者は、原則として、本学文化情報学部の教員とする。
- 1.2 本学文化情報学部の学生（大学院生を含む）は、教員の推薦により投稿することができる。

2. 申し込み方法

- 2.1 申し込みは、所定の執筆申込用紙により行う。
- 2.2 執筆申し込み用紙の提出先は、文化情報学部機関誌委員会とする。
- 2.3 執筆申し込み締切日は、各号の原稿締切日の2カ月前までとする。

3. 原稿について

- 3.1 原稿は原則として未発表のものに限る。ただし、口頭発表のみを行った場合は、この限りでない。
- 3.2 掲載する原稿の種類は、論文・研究ノート・資料等とする。
- 3.3 論文には、使用言語の要旨をつける。和文論文には、英文要旨をつけることが望ましい。
- 3.4 原稿の採否は、文化情報学部機関誌委員会において決定する。なお決定に際しては、外部の意見を求めることもある。また原稿の修正を求める場合もある。
- 3.5 学生の投稿に関しては、別に定める「学生論文審査要綱」に基づいて審査を行う。
- 3.6 原稿の執筆は、原則として「文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要」執筆要領による。
- 3.7 原稿の提出先は、文化情報学部機関誌委員会とする。

4. 編集と校正

- 4.1 編集に関しては、文化情報学部機関誌委員会に一任する。
- 4.2 校正は、原則として執筆者の責任とする。
- 4.3 校正の段階での大幅な加筆・修正は、不可とする。

5. 抜刷

抜刷は、一編につき 50 部とする。

6. 電子化及びWeb上での公開

本紀要に掲載された論文等は原則として電子化（PDF 化）し、本学のホームページや機関リポジトリ等を通じて Web 上で公開する。但し、電子化及び Web 上での公開について承諾を得ることが困難な場合には、該当論文等は非公開とする。

7. その他

原稿料の支払い、及び掲載料の徴収は行わない。